

2026. 2. 17
在グアテマラ日本国大使館

グアテマラ共和国全土に対する予防的非常事態宣言について

重要なお知らせ（概要）

2026 年 2 月 17 日（火）、グアテマラ政府は官報において、グアテマラ共和国全土を対象とする予防的非常事態（Estado de prevención）宣言を公布し、同日付で発効しました。

本宣言は、犯罪組織による治安悪化への対応を目的とした治安対策強化措置であり、一般市民の生活に直ちに大きな影響を与えるものではありません。在留邦人および滞在中の皆様におかれましては、政府発表や報道を注視するとともに、日常的に外出・行動しない地域への不要不急の外出を控え、安全確保に十分ご留意ください。

1. 予防的非常事態宣言の概要

（1）期 間

15 日間

※治安状況により延長される可能性があります。

（2）対 象

グアテマラ共和国全土

（3）目 的

国民の人権と安全の保護を保証して、組織犯罪・ギャングに対する治安維持作戦の継続・効果の拡大のため

2. 予防的非常事態宣言発効の経緯

- 1 月 17 日（土）、刑務所内において、ギャング組織幹部の特権廃止決定に反発した囚人が複数の刑務所で暴動を発生させました。
- 翌 18 日（日）、これに呼応する形で、首都圏等において国家文民警察(PNC) 隊員に対する襲撃・殺害事件が発生しました。
- これらを受け、1 月 18 日（日）18 時の大統領声明において、共和国全土を対象とする非常事態宣言が発表されました。
- 同宣言は、1 月 19 日（月）付官報に掲載され、即時発効しました。
- 2 月 15 日（日）、アレバロ大統領は演説で、同宣言が 2 月 16 日（月）付で失効することに伴い、同宣言で得られた成果を強化するため、翌 2 月 17 日

(火)付で予防的非常事態宣言を発効することを発表しました。

- ・ 予防的非常事態宣言は2月17日(火)付官報に掲載され、即時発効しました。

3. 予防的非常事態宣言下における政府の権限（概要）

予防的非常事態期間中、政府は公共秩序法に基づき、以下の措置を講じることが可能とされています。

- ・ 国家文民警察（PNC）の治安維持活動を、グアテマラ軍が直接支援
- ・ 屋外での許可の無い集会やデモなどについて制限又は阻止
- ・ 武器又は暴力行為を用いる集団の集会やデモの強制的な解散
- ・ 特定の場所等における駐停車の禁止、移動の阻止または移動に際する車両検査の実施

※現時点で、市民生活に対する具体的な行動制限措置は発表されていません。

4. 在留邦人・滞在者の皆様への考え得る影響

- ・ 検問や職務質問、身分確認への協力を求められる機会の増加
- ・ 一部地域における検問実施に伴う交通渋滞
- ・ 特定の場所、状況などにより、夜間の移動が制限される可能性

5. 国内で行動する際の注意事項

- ・ 身分証明書を必ず携行し、検問や職務質問には冷静に対応してください。
- ・ 日常的に訪れない場所への不要不急の外出は控えてください。
- ・ 夜間や人通りの少ない場所への立ち入りは避けてください。
- ・ 移動の際は、Uber 等の比較的安全とされる交通手段の利用を検討してください。
- ・ 治安部隊の活動を撮影することや、SNS 等での不用意な発信は控えてください。
- ・ 国内の治安状況について、報道や政府発表を随時確認してください。

6. 万が一、事件に遭遇した場合

銃撃事件等に遭遇した場合は、可能であれば速やかにその場から離れてください。

それが困難な場合には、伏せる、頑丈な構造物（コンクリート壁や車両のエンジン部分など）の陰に身を隠すなど、自身の安全確保を最優先としてください。

7. 今後の見通し

予防的非常事態宣言は、犯罪組織への対応を目的として一時的な例外措置を認めるものです。

首都を中心とした全国でグアテマラ軍および PNC による警備強化が継続されています。

今後、新たな発表や変更があった場合には、当館 HP および領事メール等を通じてお知らせします。

8. 大使館からのお願い

- 当館からの領事メールや HP 掲載情報をご確認ください。
- 政府・治安機関などの正確な情報源をご参照ください。
- 在留届や「たびレジ」の登録内容が最新のものとなっているかご確認ください。
- 周囲の邦人・旅行者の方で本件をご存じない方がいらっしゃいましたら、情報共有をお願いします。